

2010年6月8日

開場 18:00

講演会と質疑応答 18:30-20:30

場所：人文研セミナー室1

主催：京都大学人文科学研究所「日本・アジアにおける差異の表象」研究班

共催：京都大学人文科学研究所人文学国際研究センター

ISEAS:イタリア国立東方学研究所

EFEO:フランス国立極東学院

ECAF:ヨーロッパ・アジア研究コンソーシアム



Prof. ARIELA JULIE GROSS

南カリフォルニア大学教授

人文学国際研究センター公開講演会 血が告げぬもの アメリカ合衆国の裁判における人種の歴史

人種とは、わたしたちの目に映ってはっきりとわかるようなものなのだろうか？1857年、ルイジアナ州の奴隷であったアレクシナ・モリソンは主人のもとを逃げ出し、保護を求めて郡の刑務所に出頭した。青い眼にブロンドの髪をもつ彼女は、その後、白人社会に自分もそのひとりであると認めさせることに成功する。彼女が解放を求めて訴訟を起こした際、証人たちは陪審員に彼女が白人であり、もし彼女が一滴でもアフリカ系の血を引いているならば、彼らにはそれがわかるであろうと主張した。モリソンの裁判、そしてこの150年にわたって繰り返されてきた他の多くの裁判は、大きな利権—すなわち、自由、財産、公民権—に関わるものであった。そしてそれらのすべては、人種アイデンティティを問題化する扉を開いたのである。

過去2世紀にわたり地方裁判所、行政局、立法諮問機関、連邦高等裁判所では、個人レベルでも集団レベルでも（メキシカン・アメリカン、インディアン、アジア系移民、“三人種混血”たち）、完全な市民権を求めるために、自らの白人性を確立すべく闘ってきた。モリソンの判例と同様、これらの裁判はしばしば、混血の割合や出自による法律上の人種の定義よりも、人びとが社会の中で自らをいかに提示し、その道徳的・市民的性格を顕示するかに影響を与えることとなったのである。

本講演では、グロス教授の最近の書物に基づいて、これまで埋もれてきた人種をめぐるアイデンティティの法制史を掘り起こし、逆説的でしばしば循環的な人種間の関係と、アメリカ社会における市民権の役割を検討する。本講演は、人種アイデンティティと市民権への適合の間の想像上のつながりが、今日においても未だ強固であり、人種間の公正と平等を阻害しているということを今一度教えてくれるであろう。

主な著作と業績

Double Character: Slavery and Mastery in the Antebellum

Southern Courtroom (Princeton University Press, 2000)

What Blood Won't Tell: A History of Race on Trial in America

(Harvard Univ. Press, 2008). The winner of the Hurst Prize, Smith Award, and APSA Race, Politics & Ethnicity Award.

問い合わせ

E-mail : shakti@zinbun.kyoto-u.ac.jp

電話 : 075-753-6904

